[一般論文]

日本・印度・中国・台湾・韓国における 「孝(孝道)・敬老・養老」の国際比較研究

― 日本は何を摂取し何を放棄したのか ―

中嶌洋

I. はじめに

本稿の目的は、戦後日本の老人福祉行政施策が考想される際、孝 (孝 道)、敬老、養老などの概念が、政治的・政策的にどのように関与していたのかを探究する研究の一環として、そもそも孝 (孝道)、敬老、養老などの考え方が、諸外国ではどのように捉えられ、またいかにして日本に導入されることになったのかの一端を、具体的に究明することである。

その背後には、「長を敬い老人に礼を尽すことを教えて来た事実が良かれ悪かれ、我が国養老事業の発展を遅らせてきた」とか(中央社会福祉協議会 19--: 5)、「我が国の場合、明治以降の近代化の歩みの中で、この親孝行が政治体制と強固に結びついたことが一つの問題」などと(森 1992: 38)、多くの日本人が受容してきた親孝行や敬老精神などが、政策的進展を鈍らせたとする論及がある。にもかかわらず、これまで孝(孝道)、敬老、養老などの意味が精査されることなく自明視され、研究上においても日常的においても無批判的に捉えられるきらいがあった(岡本 2004; 井村 2005 など)。こうした傾向が、1960 年代前半を境に、養老施策から老人福

祉施策へという形で大きく方向転換が試みられるまで継続し、さらにその後も潜在的に内包されてきたという事実は、私たちにいったい何を示唆し、何を不可視化させてきたと言えるのだろうか。とりわけ、海外に目を向けた場合、印度、中国(支那)、台湾、韓国など、東アジア諸国におけるわが国への儒教を中心とした思想的影響が大きいと考えられるが、こうした諸外国から日本は何を摂取し、何を放棄してきたのだろうか。

先行研究では、印度の孝・仏説孝・子経・不孝や、中国の孝道・孝経定 本などを論じた沢柳(1910)の先駆的記述があり、一方、日本の孝(孝 道)、敬老などを比較的に早期に論考したものとして、大渓専(1915)、 磯野(1916)、有田(1925)、賀川(1928)、廣池(1929)、東京雄弁協会 (1930)、『満州社会事業年報』(1931) などがある。だがこれらは、私的見 解や体験談、さらには伝説や神話などを含むものが多く、実証性に乏し く、限定的・局所的な考察に留まっており、少なくとも国際比較の観点か ら変化の意味や導入経緯などが十分に検討された論述とはなっていない。 わが国においてそもそもなぜ、孝 (孝道)、敬老などの概念が印度、中国 (支那) から導入されることになったのか。なぜ、日本社会では孝道、敬 老、尊祖、長寿などが上古から重視され続け、その後も大きな批判や反発 もなく、多くの人々に、養老のとり組みとして受け容れられてきたのか。 なぜ、わが国では終戦(1945年)前後において、孝道、孝経、敬老、三孝、 皇孝、皇道などが集中的に論じられたのか。なぜ、わが国では老人福祉法 成立(1963年)前後において、養老事業から老人福祉事業への転換が図 られようとし、それは本当に転換を成し得ていたのか否か。なぜ、1970 年代以降に再び、中国の老人観、親孝行、養老や、韓国の老人福祉、敬老 堂、福祉国家などが急速に注目されるようになったのか。

以上のような問題意識の下、本稿では、孝(孝道)、敬老、養老などの概念整理並びにそれらの理解の深化を図るべく、印度、中国(支那)、台湾、韓国における「孝(孝道)」「敬老」などが日本にどのように受容され、

日本・印度・中国・台湾・韓国における「孝(孝道)・敬老・養老」の国際比較研究(中嶌) (65) 76 解され、応用されようとしてきたのかの手がかりを歴史的観点から捉え直すことを目的とする。

研究課題は、①日本における諸外国(印度・中国・台湾・韓国)の「孝(孝道)・敬老・養老」などに関する主な研究動向を大局的に把握すること、②印度の孝道について、その根本原理である「十善戒」や各種事例から、日本にいかに受容されていたのかを明らかにすること、③中国の「孝(孝道)」の根本原理である「敬老育幼」とは何かにアプローチするべく、五保制度、中国憲法、敬老院(福祉院)、人民公社などの政策的動向を捉えつつ、「孝(孝道)」「敬老」などの倫理規範が近年の中国政府の政策処理においていかに活用されようとしているのかを考究すること、④台湾の「孝(孝道)」に接近するべく、老人福祉法、福祉サービス、慈善利他型サービス、事業型組織などを検討しながら、その特徴を明らかにすること、⑤韓国の「孝(孝道)」の根本原理とされる「敬老孝親」とは何かにアプローチするべく、民法、敬老堂、老人福祉法、老人憲章、福祉政治、老人長期療養保険制度などの政策的実態を把捉し、ここでは特に、老人福祉法についての日韓比較の視点からその特徴を浮き彫りにすること、の5点である。

以上の5点を解明することで、日本で政治的・政策的に利用されたと論じられてきた「孝(孝道)・敬老・養老」の概念的位置づけを国際比較の観点から整理し直し、その構造的理解を深めることで、こうした倫理的・道徳的な概念と政治・政策との結びつきのメカニズムを考究する糸口を見出すことを試みる。研究方法としては、CiNii Research 及び国立国会図書館デジタルデータ検索を用いて、「孝(孝道)・敬老・養老」などをキーワードとした検索を行い、得られた書籍・論文・史資料を用いることとし、諸外国の史資料については、例えば、印度関係では、沢柳(1910)、遠藤(1936)、塚本監修(1973)、中国関係では、『中国統計年鑑』(1997年・1999年、中国統計出版社)、王(2001; 2004; 2006)、黄(2012)、台湾関係では、伊藤(2012)、須田・平岡・森川編著(2018)、岩田・碧海編著

(2020)、韓国関係では、武川・金 (2005)、小林 (2005: 1-12)、黄 (2012)、 金 (2022) などを分析・引用する。

倫理的配慮としては、「社会政策学会倫理綱領」、「社会事業史学会研究 倫理指針」に基づき、人権尊重及び個人情報保護に配慮した。

II. 諸外国の「孝(孝道)・敬老・養老」に関する日本の研究 状況及び概念整理

1. 日本及び諸外国(印度・中国・台湾・韓国)の研究状況

まず、5つの東アジア諸国の「孝(孝道)・敬老・養老」に関する日本の研究状況を大局的視点から捉えたものが表1である。本表では、縦軸を各国、横軸を西暦年として、各々の年代における研究状況を概観した。ここから、日本では中央慈善協会が成立した1908(明治41)年の直後に、印度や中国の孝・孝道などに関する沢柳(1910)の研究が登場しており、その後、孝道や孝経を論じた廣池(1929)や、孝・親子関係を考察した遠藤(1936)などが続いているものの、敗戦・戦後を含む1940~60年代には明確なものはなく、再び諸外国の棄老・敬老・扶養問題が注目され始めるのは1970年代に入ってからであったことが示唆される(塚本監修1973: 岡村1977 など)。

一方、日本国内の「孝(孝道)・敬老・養老」に関する研究成果では、体系的な研究として、1910年代に沢柳(1910)をはじめ、大渓専(1915)、 磯野(1916)など、日蓮宗や皇室(「養老賑恤の御沙汰書」)との関わりから論じられ、1920~30年代では、科学化や組織化が志向され始め、廣池(1929)、東京雄弁会(1930)、社会教育協会(1939)などによる考究が見られた。次いで、1940年代に入ってからは、戦況の悪化に見舞われたこともあり、皇孝発揚会(1940)や皇道の研究に従事した河野(1944)など、戦争遂行を目的とした孝道と皇室との結びつきを強調した論考が目立つようになる。しかしながら、敗戦を迎えた日本社会下では、1945(昭和 20)

日本・印度・中国・台湾・韓国における『孝/達道)・敬老・養老」の国際比較研究(中鳥)(67) 74 年以降、戦後社会における孝道や敬老のあり方をどうするべきかが模索され(中川 1952; 橘 1953; 古川 1954 など)、こうした流れを大きく転換させる一つの契機となったのが、全国老人クラブ連合会結成直後の 1963(昭和 38)年に実現した老人福祉法成立時の森(1963)による「養老事業から老人福祉事業へ」(『老人福祉』(31), 3-12 頁)と題する論稿であった。類似テーマのものとして、後年に岡本(2004)による『養老事業から高齢者福祉への変遷』(青踏社)などの研究が見られるものの、森の理解や枠組みの範疇に留まるものと解された。養老施設(生活保護施設)の時代から老人福祉施設の時代への転換が図られようとした 1960 年代以降では、「敬老の日」や「老後保障」など、老人の生活面と敬老という精神面の両立を問う具体的・実践的な論考が 2000 年代まで見られ、近年では、戦時下養老院の実態を再考しようとする研究の動きもある(小笠原 2015)。

他方、老人福祉法成立以降における諸外国に関する研究動向では、とりわけ、中国並びに韓国に関する論述が1980年代に入ってから急増し、例えば、中国関連では、老人観の変化を論じた利谷・大藤・清水編(1990)、家族主義・孝行・養老などを論じた王(2001; 2004; 2006)、宗教観から考察した岩田・碧海(2020)などがあり、韓国関連では、老人福祉法を探究した森(1983)、敬老堂や家制度を論じた利谷・大藤・清水編(1990)、小林(2005)、古賀・横山・金(2006)、斎藤・近藤・平井・市田(2007)などが見られた。

つまり、日本における諸外国に関する「孝(孝道)・敬老・養老」の研究状況の特色として、研究の着想や発端としては、印度、中国(支那)から示唆を得つつも、日本独自の動きとして各種宗教や団体組織化の動きが戦前期に窺え、さらには戦時厚生事業期では、皇道などを中心概念としつつ、孝(孝道)と皇室との関連が操作的に考究されることで、戦争遂行に加担する形になっていた。一転、敗戦後の1960年代前半に窺えた「養老事業から老人福祉事業へ」の転換の試み以降では、敬老の日、老後保障な

表1 日本における諸外国(中国・韓国・印度・台湾)の「孝道・敬老・養老」に関する主要な研究動向

全国業者事業協会成立(1902) 全国業者事業協会成立(1902) (1945) 本人福祉法制定(1963)	1905 1910 1915 1920 1925 1920 1925 1940 1945 1950 1955 1960 1966 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2020 2020 202	(原体 1977) (40分・大庫・潜水 1994) (エ 2004;2005) (小川地 2018) 共業務 (第1)等を者 福祉政行・排政 韓也 2018) (東川・金 2005) (地田・場等 2029) (本 1984) (40分・大庫・清水 1999) (東川・金 2005) (地田・場等 2029) 韓国の・老人福祉法 (本人長田・総書 2029) (海田・2018) (森田 2018) (森田 2018) (森田 2018) (森田 2018) (本 1983)	本、仏説孝子経・不孝 本、規章を指摘 アンプマ制度・兼告 (予柳 1910) (金藤 1936) (東本監修 1973)	スコーキ製小 強和・引着音 (8102 瀬田県) (3103 瀬田) (3103 瀬田) (3103 瀬田県) (3103 瀬田県) (3103 瀬田県) (3103 瀬田県)	日連上入・本道 多進の科字的研究 李語・歌音 歌をの目 歌をの目 中川線之助の投目批判 電数・歌音 電報・歌音・歌音 歌音・歌音 歌音・歌音・歌音 歌音・歌音 歌音・歌音・歌音 『中華・歌音・歌音・歌音・歌音・歌音・歌音・歌音・歌音・歌音・歌音・歌音・歌音・歌音・
中央慈善協会成立(1	1910 幸経定本 (柳 1910)	田参	本· 仏説孝子経· 不孝 (沢柳 1910)	山湖	日 (破所 19 (破形 19) (大淡專 15 (大淡專 15

【出典】筆者作成による。

日本・印度・中国・台湾・韓国における「孝(孝道)・敬老・養老の国際比較研究(中嶌)(69) 72 どの具体的な取り組みや生活維持が主な関心事となり、ここでは、老人を養うだけでなく、いかに敬うかという視点も含まれ、さらに 1980 年代以降では、研究水準の向上、比較研究の浸透、外国人留学生の増加などをはじめとする多様な影響により、中国や韓国に関する研究が急速かつ断続的に見られるようになったと概括できる。

2. 各国における「孝(孝道)・敬老・養老 | の概念整理

上記の一連の流れを踏まえ、ここでは、「孝(孝道)・敬老・養老」の概念が東アジア各国でどのように把捉されているのかを精査するべく、主要な論述、出典、紹介された具体例、法的根拠をまとめた(表 2)。本表から、日本では沢柳(1910)、橘(1971)、森(1984)らの見解に基づくと、孝(孝道)は日本人にとって最初の徳行として、過去・現在・未来に及ぶものであり、孝(孝道)が道義の根本であり、それは仏教の救済思想と儒教の徳治思想の双方から影響を受け、忠孝博愛という形で「敬老」思想が発展し、その過程で数々の神話・伝説などと絡み合いながら大衆的に倫理化・実践化することで「養老」が生成され、これらは老人福祉法が成立する1963(昭和38)年頃まで混在していた状況にあり、同法成立前後においても、十分な概念整理がなされぬまま、やがて「としよりの日」や老人福祉法成立などを中心に、老人福祉への転換が進められていったと把捉できる(図1参照)。

表 2 日・印・中・台・韓における「孝(孝道)・敬老・養老」の意味の比較

国名	「孝・敬老・養老」の主な意味	出典	日本で紹介された事例	法的根拠
日本	・孝は人間の最初の他行 であり、継続的道徳であ り、親統的道徳である ・仏教の終済思想および 儒教の徳治思想が輸入され、それらが我國本来の神話的畏敬の念と結びつ いて発展した	沢柳 (1910: 26-36) 橘(1971: 249)	・養老思想及養老事業史 (大久保 1936) ・敬遠主義 (竹内 1937) 敬老尚歯 (橘 1943) ・明るい養老事業 (中央	国民の祝日に関する法律 (1948年~) → 「としよ りの日」(のちの「敬老の 日」): 美しい風習を育て つつ、よりよき社会、よ り豊かな生活を築きあげ ることを目的とする。 老人福祉法 (1963年~)
	・儒教の影響が強く、孝	森(1984: 25)	社会福祉協議會 19)	「基本理念」→老人は、多

	が道義の根本であり、敬 老がこれに次く徳義として考えられ、孝を尊び、 長を敬うの道は王道の基 である		・養老寺縁起(養老町編 1978) ・老残と忧惚(森 1983) ・中世の老い観(新村 1992)	年に、、験されたという。 を指している。 を持った。 のと識しと経動でいるという。 のと認識では、、いいでは、 のとは認めでは、 のとはなど、 のとはなど、 ので有るなど、 を持るとるを をはなど、 のでのは、 でのでのは、 でのでのは、 でのに、 でのいる。 でい。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でい。 でいる。 でい
印度	・孝道は天地に塞がる ・庶くは萬民等しく孝道 の真義を守り、 変く、自他共に無常道を 変く、自他共に無常道を 楽しまむ。 ・孝直即ち十善戒 ・孝とは不保生、不倫盗、 不邪淫、不要告語、不不 語、不悪口、不両舌、不 堅食、不関画、不邪見な り	沢柳(1910) 同: 687 同: 707	・不孝の應報 — 印度の 逆婦(沢柳 1910: 950) ・アシラマの制度(塚本 監修 1973: 511) ・インドの棄老(同: 42- 43) ・「雑宝蔵経」の大意(同: 43-44)	インド国家法第 41 条 → 「国家 注 その 国家 注 その 限度 内の を の 教 表 に を の 教 表 に を の 教 表 に を の 教 表 に が 表 が 表 で に を の な が ま で い か で に か で が ま が ま か で に か で が ま で か で が ま で か で が ま で か ま で が ま で が ま で が ま で が ま で か ま で か ま で ま で か ま で ま で か ま で ま で
中国(支那)	・老人扶養原理とする。 ・老人扶養原理と直道。 ・老養には「する道徳を ・老養におるる。」 ・将来るる。」 ・将来る名。」 ・将来る名。」 ・将来の一位、 ・将来る。 ・活出している。 ・活出している。 ・中国と世界の一位、 ・中国とは、 ・中国とは、 ・中国とは、 ・中国とは、 ・中国最高級の ・としている。 ・一、 ・としている。 ・中国を対しては、 ・中国を対しては、 ・中国を対して、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で、 ・で	利谷・大藤・清水編 (1990: 58) 「日: 59 日: 65 日: 68 王 (2004: 326) 王 (2006: 146)	・撫順養老院 (池川 1960) ・家族制度の崩壊と老人 (塚本監修 1973: 484) ・敬老院 (福祉院) を 廃止し人民公社へ (同: 488) ・乗老 (岡村 1977: 13) ・公的扶助を受けている 人は 3 割末満 1990: 64) ・託老所 (王 2001: 245) ・農村部の公的年金 (王 2006) ・政府の曖昧な態度 (同: 184)	世中華人民共和国憲法第 45 条 (1949 年~) 同第 49 条 → 「成年の子女は父母の せん養・扶助する名虐待 券労働保険条例 (1951 年~) 刑婚卿法 改正 (2001 年) → 「保護員の第 3 条之を 長員の第 3 条之を 大量の第 3 条之を 「第 4 条)」 「第 4 条 を ・ 「高齢 4 名 の 第 3 条 と ・ 「高齢 4 条 の 第 3 条 と ・ 「高齢 4 条 の 第 5 条 と ・ 「高齢 4 条 の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま の
台湾	・高齢者の介護は家族の 責任と見なされ、家族の 介護資源が乏しい時のみ 政府が資資産調査を経て、 社会的教済システムを用 いて支援する ・近年、福祉サービスの 対象範囲が拡大	須田・平岡・ 森川編著 (2018: 98)	・台北市と新北市の居宅 サービス委託契約の条件 比較(須田・平岡・森川 編著 2018: 105)	老人福祉法 (1980 年~) →長期ケアの対象選定基準を限定しており、国の責任の範囲は明らかに選別主義 (selectivism) に基づいて定められた。同第7条 (「養護施設のサービス対象」)

	・2003 年から 2006 年は 慈善利他化型と事業型組 織の共存期 ・2003 年から 2007 年に 6 割以上の団体が事業型 NPOとなり、3 割超の居 宅サービス組織が事業 B 型(優勢)NPOへと転 換した。	// 同:101-114		→扶養義務のある親族がいない、あるいは扶養務務のある親族に扶養能力のない高齢者」に限定 老人福祉法改正(1997年~) →「福祉サービス」において、において、において日常生活で支援を必要とする在宅高齢者はすべてサービスの対象」とされ、低所得高齢者に限ったので、は、中・低所得高齢者に限定されなくなった。
韓国	・「敬老孝親」の儒教思想が濃く、敬老堂の整備を進めるも家族扶養が優先される。 ・社会保障よりも家族扶養を優先される。 ・社会保障よりも家族扶養を優先する国情 ・敬老孝親思想の具体化が『敬老堂』である	利谷・大藤・ 清水編 (1990: 95) 同: 78-79	・韓国の家(居住規制) (利存・大藤・清水編 1990) ・福祉政治――排除の政 治(武川・キム 2005) ・農村の高齢者(小林 2005: 8)	980条 →「戸主相続」 同第 974 条「扶養義務」 老人福祉法(1981 年~)

【注】網掛け部分は、各国における特徴的・象徴的な箇所を表している。 【出典】筆者作成による。

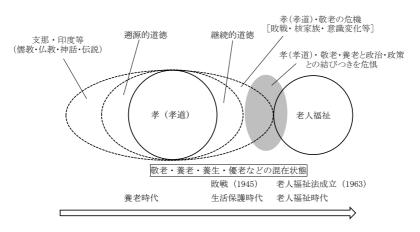


図1 日本における孝(孝道)・敬老・養老・養生・優老から老人福祉への展開図[試案]

【注】江戸時代以降、儒教の影響が強く、孝が道義の根本であり、敬老がこれに次ぐ徳義として考えられ、老を尊び、長を敬うの道は王道の基であると森(1984: 25) は述べる。一方、伊沢(2017: 288-289) は儒教は「尚古主義」ゆえ、その社会は超保守化すると言及する。

【出典】筆者作成による。

次に、このような日本的特質に対し、諸外国の状況を順次、見ていく(表2参照)。まず印度では、憲法や社会保障法を根拠とし、孝道の真義を守ることが重視され、「孝道即ち十善戒」(十善とは不殺生、不偸盗、不邪淫、不妄語、不綺語、不悪口、不両舌、不慳貪、不瞋恚、不邪見)が強調され、その実行のために、例えば、「不孝の應報」「印度の逆婦」「棄老」などの事例が教訓的に伝えられていたことが分かる。次に、中国では、憲法、刑法、婚姻法などを基に、「敬老育幼」が老人扶養の根本原理とされ、あくまでも家族による老人扶養が重視されている。それは文化大革命まで継続し、中国政府はそれらを一旦否定したものの、反面、老年人口比率の急上昇に伴う高齢者権利保障法制定や婚姻法改正などの政策動向に象徴されるように、近年では再び「孝」「敬老」などの伝統的な倫理規範が見直され、「孝は最高絶対の道徳であり、万徳の根元」などと、政策処理の支えにさえする動きが見られ始めたと論及される(利谷・大藤・清水編1990: 65)。

一方、台湾では、高齢者介護を家族の責任と見なしつつ、介護資源の乏しい場合にのみ、社会的救済システムを用いるとし、老人福祉法では選別主義により国の責任の明確化を図り、近年の同法改正では、福祉サービスの対象を在宅にまで広げようとする動きや、事業型、NPO型など、形態の多様化が見られ始めたと認められる。さらに、韓国では、民法、老人福祉法、老人憲章、社会福祉事業法、老人長期療養保険法などの法制化が近年、進められているものの、「敬老孝親」の儒教思想が色濃く、社会保障よりも家族扶養を優先する国情があり、居住規制(韓国の家)や敬老堂、敬老週間、敬老優待などの独自の取り組みも見られるが、あくまでも家族扶養を中心とする考え方が根強いと認識できる。

以上より、日本を含む東アジア 5ヶ国では、新たな法整備や各種サービスが幾つか見られるものの、家族制度が崩壊した昨今でも、心情的・内在的には家族や身内に依存するという旧態依然のままであることが多く、あ

日本・印度・中国・台湾・韓国における「孝/孝道」・敬老・養老」の国際比較研究(中嶌) (73) 68 くまでも家族や身内を老人扶養の中心とすることを孝 (孝道) の原理によって維持させ、ある程度の成果を挙げてきていることが示唆される。 反面、こうした老人を巡る実情が公的な老人福祉施策の介入の余地を狭めたり、公的な支援システムの体系化を遅らせる要因にもなっていると理解できる。

Ⅲ. 東アジア諸国の「孝(孝道)・敬老・養老」の実態と日本 への影響

1. 印度における孝道と「十善戒」

上記表2で捉え直した概念整理の下、東アジア諸国における日本への影響をさらに精緻に検討するべく、個々の詳細を見ていくことにしよう。まず、「孝道故事要略抄」に記されるインドの孝道を論じた沢柳(1910: 665-707)では、「孝道は天地に塞がる(春鶯)」、「孝道は人神に通ず」、「インドの孝の真義(釈良海)」などと孝の意義が強調され、「人の人たる道はこの十善に在り、人たる道を全くして賢聖の地位にも達し、高く智徳圓満の佛果にも登るべし。故に佛陀は十善の道を失ふものは鳥獣にも異ならず、木頭にも異ならずと戒めらる」などと、「孝道即ち十善戒」があくまでも重視され(沢柳1910: 707)¹⁾、これらが1910年以降、日本において孝(孝道)の原理として摂取されるようになる。だが、理論的成熟を見るまでには時間を要し、その過程では、解脱の世界を求めて、印度の老人が自ら森林に入って隠遁生活をするという「アシラマの制度」などが塚本監修(1973: 511)によって紹介された。

元々、印度連邦は、1947(昭和22)年に印度とパキスタンに分割独立し、 その際、印度国が制定した憲法第41条に、「国家は、その経済的能力及び 発達の限度内において、労働、教育の権利及び失業・老年・疾病・不具そ の他不当な欠乏にあるものの公共公助に対する権利を確保するに有効な規 定を受けなければならない」などと定められ(塚本監修1973:513)、老人 問題に目が向けられる契機となった。さらに、1952(昭和27)年には、 老齢・廃疾・死亡について適用された社会保障法が成立し、その適用範囲、 財源、資格要件などが論及された(塚本監修1973:513)。

つまり、印度からは、孝道の眞義とともに、仏教の戒律である「十善戒」を教訓的に摂取した日本は、必ずしも「アシラマの制度」のような伝承のみならず、憲法や社会保障法などの法体系のなかで老人問題をどう扱うべきかを考慮しつつ、孝道を中心概念として、沢柳(1910: 665-707)や塚本監修(1973: 511-513)らを通じて影響を受けていたと認識できる。

2. 中国(支那)における「敬老育幼」の思想と政策的意図

(1) 家族制度の崩壊と「敬老」の根拠の揺らぎ

次に、中国に関しては、撫順養老院を取り上げた池川(1960: 77)、人民公社を取り上げた塚本監修(1973: 488)、棄老を例示した岡村(1977: 13)などの論考が見られるが、伝統的には老人を子どもと等しい存在とみなし、その安住の場所を家族に求める観念が、儒教の倫理道徳に従って提唱され、「孝」思想によって合理化されてきたとされる(利谷・大藤・清水編 1990: 56)。その本質において、「孝」思想は封建的身分関係を維持する支配階級のイデオロギーであり、子と親の関係を調節する社会規範としては、「尊老、敬老、養老、送老(親の葬儀を子が営む)」の徳目を体現する一面をもち、これを一般大衆が長期の社会的実践を通して形成した民族の優れた美徳として評価する立場が一般的とされる(同)²⁾。

その法的根拠としては、中華人民共和国憲法の第45条1項「市民は、 老齢、疾病または労働能力喪失の場合に、国家および社会から物質的援助 を受ける権利を有する」、同第49条2項「成年の子女は、父母をせん養・ 扶助する義務を負う」、同3項「老人に対する虐待の禁止」などのほか(利 谷・大藤・清水編1990:57)³⁰、婚姻法(1980年制定)の「総則」では、「老 人の合法的権益の保護」(第2条2項)、「家族間の虐待・遺棄の禁止」(第 日本・印度・中国・台湾・韓国における「孝(孝道)・敬老・養老」の国際比較研究(中嶌) (75) 66 3条2項) などを規定しており、老人扶養規定が、「敬老育幼」を根本原理として掲げられている。なお、ここでは、弱者たる幼児とともに老人の保護を強調する点、権利義務一致の原則として、扶養を受けた限りは扶養義務を負うと説く点、義務不履行に対する制裁(刑事処罰)にまで言及する点などに、この国の特徴と儒教的法文化の特色が窺い知れる(同:58)。

(2) 中国における社会保障制度と地域格差の拡大

ところで、中国に社会保障制度が布かれるようになったのは、1949(昭 和24)年の中華人民共和国成立以後であり(塚本監修1973:485)、主な 集団労働保険事業としては、養老院(敬老院、福祉院ともいう)・休養所・ 療養所・孤児院・保育園・託児所・授乳室などがあった(同: 486)⁴。と りわけ、「身寄りのない老人のためには『敬老院』という施設があって、 老人だけで共同生活ができ、同時に老人にとって欠くことのできない医療 施設が『漢方』まで含めて用意されていた。これらの施設はその名が示す ように長年社会につくした老人に感謝し、幸福な老後が送れるようにとい う考えによって貫かれているとはいえ、その一方にはどうしても『五保』 という"労働能力のないものに対する社会保障"という消極的な面がつき まとっていることは否定できない」などとされ(同:488、鍵括弧内ママ、 傍点筆者)、このことがのちに敬老院(養老院・福祉院)の廃止と人民公 社への移行につながることになる。また、都市部では国家が必要な救済を 行う反面、農村部では地域・集団での分散扶養と、敬老院の運営を結合し て、老人に「食事・住居・衣服・医療・葬祭」のすべてを保障する「五 保」制度が実施されるなど、地域格差が少なくなく、これらを合わせて、 完全に社会救済によって生活をしている老人は、1982(昭和 57)年現在、 農村で261万人、都市で22.6万人とされる(利谷・大藤・清水編1990: 61)。但し、これは60歳以上の全老人のわずか4%に相当し(同)、ここ から未だに発展途上の域を出ていないことが窺える⁵⁾。

(3) 中国における老人観の変化と政策的意図・思惑の在り処

こうした背景や地域格差が顕在している中国において、孝道は生命線であり、中国文化は孝の文化であり、国家、社会、家族、個人などの各々の存在や安寧秩序は、みな孝に基づくものと言っても過言ではなく、既述の通り、孝は国家や社会にとって、最高絶対の道徳であり、万徳の根元となっている(王 2006: 146)。だが、1950(昭和 25)年 5 月に公布された「婚姻法」において、家父長的専制を否定し、自由意志に基づく婚姻や民主的な家族関係の確立を謳い上げ(同: 147)⁶、中国革命でも、親孝行を中心とする伝統的家族倫理の否定を旗印として掲げながら新たな政策展開が図られようとする動きが見られた。だが、その反面、近年の急激な人口高齢化に悩まされた途端、豹変して親孝行の家族倫理を異常なほど強調するようになり⁷⁾、伝統的な倫理規範をもち出して政策処理の支えにさえしようとする一面を否定し得ず、「敬老孝親」を社会主義道徳でもあるとして援用していると指摘される(同: 152)⁸⁾。

つまり、家族の老人扶養機能を伝統的な倫理規範が支え、さらに法規範がそのような倫理規範をバックアップするという役割を演じている中国において、敬老思想の称揚は、同国の立法政策そのものであり、習俗化した儒教の徳目が、社会主義精神文明の強調により社会主義道徳でもあるとして継承され(利谷・大藤・清水編 1990: 68)、それが法制度化に反映されるという構図が看て取れる⁹。

(4) 農村社会養老保険の実情と政府の曖昧な姿勢

上述のように、格差の大きい中国において、とりわけ、農村住民を対象とする公的年金制度の始動は、1990年代の到来を待たなければならなかった。但し、農村社会養老保険制度の創設過程では、農村社会の現状や農村老齢年金の必要性などに対する政府の認識が必ずしも統一しておらず、一貫した理念と方針を貫こうともしなかったという(王 2006: 184)。1998

日本・印度・中国・台湾・韓国における「孝(孝道・敬老・養老」の国際比較研究(中嶌) (77) 64 (平成 10) 年、国務院は農村社会保険の業務管理を民政部から労働・社会保障部に移すことを決めたものの、それ以来、国が責任をもって農村社会養老保険制度を確立すべきかどうかについて、主務官庁の内部から賛否両論が出て、制度化の推進には大きくブレーキがかかった状態にあり(同: 184-5)、次第に慎重論が優勢を占め、政府の態度もぐらつき始めた実態がある。昨今、農村社会養老保険は整頓と改革が必要だと言われているものの、事実上、ほぼ停止状態に追い込まれ、すなわち、旧来の業務は引き続き維持され、新たな業務展開は禁止されているのが現状である(同)100。

一方、こうしたなか、中国では学校教育現場において社会主義と共産主義の道徳理念や道徳規範を生徒たちに教え込もうとし、長い歴史を形成してきた中華民族の伝統的美徳の教育にも力を入れ始めた(王 2001: 302-3)。「百善、孝は先と為す(すべての善行には、親孝行がもっとも重要である)」、「孝、徳の本なり(親孝行は道徳の根本である)」という古い教訓を持ち出し(王 2004: 380)、生徒たちの親不孝の現状を改善するべく、「孝敬教育」を推進している(王 2001: 303)。もっとも、農村老人の扶養問題の解決では、本来ならば、家族の努力は言うに及ばず、社会保障制度の一環として老齢年金保険や国民健康保険などを早急に整備することがより重要である。だが、政府は高齢化対応策としてもっとも強調しているのは社会保障制度の整備でなく、伝統的家族倫理の復活と高揚によって老人扶養における家族の義務と責任を全面的に強化することであり、こうした政府の基本方針と理念の矛盾点並びに家族養老の限界が露呈し始めているのが実態であると認識できる(同)¹¹⁾。

3. 台湾における戦時体制の影響と「孝(孝道)」

一方、日本と台湾との関係は特殊であり、日本戦時体制下の台湾における「皇民化運動」や「満州国」建国などを典型例として挙げることができる。 但し、「皇民化とは他でもない、文官総督時代の同化政策をさらに強化す るものであり、『皇国精神の徹底を図り、普通教育を振興し、言語風俗を 匡励して忠良なる帝国臣民たるの素地を培養』することを目的とした。台 湾人を『天皇陛下の赤子』に変質させる皇民化運動は、小林総督の就任後 間もなく展開され、……」などと(伊藤 2012: 126)、平たく言うと、戦争 に利用されていたのである¹²⁾。

1945 (昭和 20) 年 8 月 15 日、日本の敗戦を告げる「玉音放送」は台湾にも流れたが、この敗戦は日本人ばかりでなく、否、日本人以上に台湾人の運命を大きく左右することになった(同: 132)。しかし、実際のところ、敗戦直後では、一般の台湾人にはこの敗戦が何を意味し、何をもたらすのかがほとんど分からず、台湾にも米軍の爆撃はあったものの、沖縄のような敵兵の上陸はなく、敗戦といっても台湾総督府をはじめ行政機関は健在であり、日本軍もまだ駐屯していた状態であった。ごく一部の知識人だけがアメリカの放送を通じて、1943(昭和 18)年の「カイロ宣言」や、1945(昭和 20)年 7 月の「ポツダム宣言」を密かに聞いており、日本の敗戦が「台湾の中国への返還」をもたらすことを知っていたのであった(同: 132-3)。

このような複雑な背景をもつ台湾の高齢化政策の出発点を振り返ると、1980(昭和55)年に公布・施行された老人福祉法が注目される。同国では、長期ケアの対象選定基準を限定し、国の責任の範囲を選別主義(selectivism)に基づいて定め、高齢者の介護は基本的には家庭の責任であると見なされ、政府は高齢者が経済的に困窮した状況または家庭の介護資源が乏しい状況においてのみ、資産の調査を経て社会的救助システムを用いて介護資源を提供することとされた。具体的には、同法第7条で、養護施設のサービス対象は、「扶養義務のある親族がいない、あるいは扶養義務のある親族に扶養能力のない高齢者」に限定され(須田・平岡・森川編著2018:98)、一方、1997(平成9)年の同法改正における「福祉サービス」の章では、加齢に伴う心身の衰えによって日常生活で支援を必要とする在

日本・印度・中国・台湾・韓国における「孝(孝道)・敬老・養老」の国際比較研究(中嶌) (79) 62 宅高齢者はすべてサービスの対象とされ、低所得層あるいは中・低所得の高齢者に限定されなくなった。結果として、高齢者ケアの対象に関する上記のような政策転換は、地方政府が民間事業者に委託してサービスを提供する道筋にも影響したとされる (同:98)。

他方、台湾における 2003 (平成 15) 年~ 2006 (平成 18) 年は、「慈善利他型と事業型組織の共存期」とされ(同:114)、例えば、台北市と新北市の居宅介護サービス組織の形態を分析すると、1992 (平成 4) 年当初は寄付収入依存型 NPO が中心で、1992 (平成 4) 年から 2003 (平成 15) 年にかけて変化が生じ、混合型 NPO が最多となり、2003 (平成 15) 年から 2007 (平成 19) 年までの間に、6割以上の団体が事業型 NPO となり、2008 (平成 20) 年から 2018 (令和元) 年現在までに、3割を超える居宅サービス組織が事業 B型(優勢) NPOへと転換したなどの動きが見られた(同)。

4. 韓国の「敬老孝親」に基づく敬老堂の取り組みと脱政治化する「福祉政治」 (1) 韓国の「敬老孝親」思想及び敬老堂の起源と実際

次いで、韓国の「敬老孝親」を捉えるべく、見ていくことにしよう。韓国家族の理念型は、直系家族であるため、三世代同居が通例であり、一般に家族内に夫婦・親子・兄弟姉妹以外に嫁と姑、祖父母と孫という人間関係が存在し、世帯員も相対的に大勢になり、家族関係の複雑化をもたらす一因となっているとされる(利谷・大藤・清水編 1990: 95)。ここでは老人の位置が問題となり、同国では「敬老孝親」の儒教思想が濃く、「敬老堂」などの老人福祉施設の整備に努めてはいるものの、今なお家族扶養が優先されている実態があるとされる(同: 95)。また、韓国の「家」と老人では、伝統的な「家」の暮らしぶり、とくに居住規制の中に老人がどのように存在するかを見定め、居室移動・身分上昇の終点に老人部屋があることや13)、相続・継承と老人という点では、家長権・主婦権の譲渡慣行と日本のような別居・別食・別財の隠居慣行が発現していないところに特徴があ

るとされる (同)¹⁴⁾。

なかでも特に注目されるのが「敬老堂」であり¹⁵⁾、その起源は、「男性 集会所としての舎廊房にあった | とか(同:85)、「朝鮮王朝時代に地域の 名家が儒教的な思想から自宅の一部を開放し、集いの場を提供したことが 始まり」などとされる(興水・古田 2015: 58)¹⁶⁾。地域差・階層差の残る 同国では、都市中上層の高齢者がシルバータウン、老人福祉館、老人大学 などを選択的に利用しながら活動的な日常を送っているのに対し、都市下 層の高齢者は敬老堂、老人福祉館、社会福祉館、近所の公園などで単調な 毎日を過ごし、農村の高齢者は、敬老堂を中心に、緊密な近隣関係に支え られて生活しているとされる(小林2005:1)。また、近年、「敬老堂は、 高齢者にとって地域の中での自宅以外の居場所として活用されているだけ でなく、高齢者自らが管理運営することで、高齢者の新たな社会的役割を 獲得する機会」ともなっており、地域の余暇施設としても重視され始めて いる (與水・古田 2015: 58)。韓国政府は敬老堂に対し、運営費と暖房費 を補助し、身近な施設として多くの高齢者に利用されているものの、行政 や社会福祉関係者の間では「ただ休むところ」との否定的な評価が一方で 存在しているのも事実である $(小林 2005; 2)^{17}$ 。

(2) 老人福祉法における日韓比較

続けて、日韓両国の老人福祉法に着目し、比較検討したものが表3である。本表から、まず、法成立時期では日本のほうが18年早く、第一条「目的」では、両国とも、老人の心身の健康の保持及び生活の安定を目ざし、老人福祉施策を講ずるとしている点が共通しているが、日本では、「老人の福祉に関する原理を明らかにする」と付記されている点が相違する。第二条「基本理念」では、老人を社会進展に寄与した者として敬愛の対象とした日本に対し、韓国では後孫の養育及び社会進展に寄与した存在として尊敬される者という位置づけになっており、何に対する功労なのかの範囲

日本・印度・中国・台湾・韓国における「孝(孝道)・敬老・養老」の国際比較研究(中嶌) (81) 60 が若干異なっている。加えて、韓国では、基本理念の中に「社会活動への参加」や「知識・経験の活用」などの規定が盛り込まれた形になっている。この点については、日本では第三条として、基本理念から外し、別枠で捉えているところに特徴が見られる。

次に、敬老を謳った第5条では、「敬老の日」を重視した日本に対し、韓国では「敬老週間」として、国及び地方自治体が「敬老孝親」の思想を高揚することが義務づけられている。一方、諸々の老人福祉業務の主要な担い手を規定した第6条では、社会福祉主事(日本)、老人福祉相談員(韓国)などと各々、規定され、その他の相違としては、民生委員の協力を得ながら健康診査などを進めようとした日本に対し、韓国では民生委員が不在であるため、敬老優待や敬老事業の実施及びその援助が重視されていると認識できる。因みに、韓国で見られる「敬老優待」(同法第9条)及び「敬老事業の実施及び援助」(同第10条)とは、おおよそ以下のようなものとされている。

第九条(敬老優待)①六十五歳以上の者に対しては、大統領令によって国又は地方自治体の交通機関及び公共施設を無料又はその利用料金を割引きして利用させることができる。②国又は地方自治体は、老人の日常生活に関係のある事業を営む者に対し、当該事業の利用料金に関して六十五歳以上の者に対し優待割引するよう勧告することができる。

第十条(敬老事業の実施及び援助)①国又は地方自治体は、老人の心身の健康の維持、余暇善用のための教養講座・娯楽その他老人の福祉増進のための事業を実施するように努めなければならない。②国又は地方自治体は、敬老堂・老人亭・老人教室その他老人の福祉増進を目的とする事業を行う者に対して適当な援助をすることができる。(森 1983: 30)

表 3 老人福祉法の規定内容に関する日韓比較

	日本の老人福祉法	韓国の老人福祉法
条文番号	(法律第 133 号、1963 年 7 月 11 日)	(法律第 3453 号、1981 年 6 月 5 日)
第一条(目的)	(目的) この法律は老人の福祉に 関する原理を明らかにするととも に、老人に対し、その心身の健康 の保持及び生活の安定のために必 要な措置を講じ、もって老人の福 祉を図ることを目的とする。	(目的) この法律は、老人に対し、 その心身の健康の維持及び生活の 安定を図るために必要な措置を講 じ、もって老人の福祉の増進に寄 与することを目的とする。
第二条 (基本理念)	(基本理念) 老人は多年にわたり、 社会の進展に寄与してきた者とし て敬愛され、かつ健全で安らかな 生活を保障されるものとする。	(基本理念) (1) 老人は後孫の養育と国及び社会の進展に寄与してきたてもして尊敬され、「神子」とする。 (2) 老人は、その能力に社会のとする。 (2) 老人は、その能力に社会に対し、社会に対する。 (3) 老人は、老齢に伴って生ずるい身の変化を自覚して、そのの健康を維持し、社会の進展と解して社会のものとする。
第三条	(1) 老人は老齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を社会に役立たせるように努めるものとする。 (2) 老人はその希望と能力に応じ、適当な仕事に従事する機会その他社会的活動に参加する機会を与えられるものとする。	(家族制度の維持及び発展) 国及び国民は、敬老孝親の美風良俗による健全な家族制度が維持され、また発展するように努めるものとする。
第五条	(敬老の日の行事)国及び地方公共 団体は、国民の祝日に関する法律 第二条に規定する敬老の日におい て、ひろく国民が老人の福祉についての関心と理解を深め、かつ、 老人が自らの生活の向上に努める 意欲を高めるような行事が実施さ れるように努めなければならない。	(敬老週間) 国及び地方自治体は敬老孝親の思想を高揚し、老人が自らの生活の向上に努める意欲を高めるように毎年五月に敬老週間を設けなければならない。

第六条	(老人福祉の業務に従事する社会福祉主事)都道府県は、市及び福祉事務所を設置する町村は、その設置する町村は事務所を設置する指揮を受けて、主、社事務を行う所員として、社に入る社主事を置かなければならない人福祉事務所の所員に対し、そうにと、②次号第二号に規定する業務のうま、専門的技術を必要とする業務を行うこと	
第九条	(民生委員の協力)	(敬老優待)
第十条	(健康診査)	(敬老事業の実施及び援助)
第十九条	(改善命令等)	(費用の負担)

【注】因みに、台湾では、1980年に「老人福祉法」が公布・施行され、長期ケアの対象選定基準を限定しており、国の責任の範囲は明らかに選別主義 (selectivism) に基づいて定められた (須田・平岡・森川編著 2018: 98)。 【出典】塚本監修 (1973: 607-613) 及び森 (1983: 28-33) などをもとに、筆者作成。

韓国の場合、従来の高齢者介護サービスは限定的・残余的であったが、 老年人口比率が7%を超え、高齢化社会に入った2000(平成12)年以降、 旧来の方針が揺らぎ始め、2007(平成19)年4月27日には老人長期療養 保険法が制定されるに至った。同年7月から老人長期療養保険制度による 療養サービスが提供され始められ、2008(平成20)年12月現在、累積申 請人数は37万6,030人で、このうち等級判定を終えた人は33万6,580人、 その中で認定者は63.7%の21万4,480人であったとされる(須田・平岡・ 森川編著2018:42-3)¹⁸⁾。

(3) 脱政治化する韓国の福祉政治——"排除の政治"とは何か

ところで、韓国の福祉政策は「葛藤の無風時代」から出発し、1960年 代以降、少なくとも30年以上続いたとされるが、民主主義が定着し始め た金泳三政府の時期(1993~1997年)以降、とくに金大中政府の時期(1998

~2002年)に入ってから、その状況は急変し、金大中政府は韓国の近代 **史のなかでは類例を見ない福祉の膨張と革新を試みたとされる(武川・キ** ム編 2005: 128)。だが、その時期は、かつてではほとんど見られなかった 福祉政策をめぐる大規模な社会的葛藤を生じさせたという(同)。また、 韓国の福祉制度はヨーロッパとは異なり、自生的な福祉組織の基盤が皆無 であったたため、国家が設計・運営・変更に至るすべての過程を完全に統 制する方式をもっており、ほとんどの福祉関連法の提案者が行政部関係 者で、政府の法律案が国会で修正なしに通過されるという、上からのつく られた福祉制度という特徴がある。このような特徴は、制度の運営過程に もそのまま反映され、国家(官僚)が政治集団(政党)と労働者、農民、 医療従事者、施設運営者や福祉受給者(例えば、年金生活者)など、福祉 制度と関わる利害集団を福祉政策の決定過程と制度の運営過程において徹 底的に遮断し、制度の構想、樹立、執行など福祉制度のすべての過程と手 続きを官僚集団が統制する形態が続いているとされる(同: 130-1)。いわ ば「排除の政治」と概括される韓国福祉政治の特徴は、行政部による政党 の排除と、利害集団の排除という二重の排除の構造をなし、戦前期以降、 「官民一体」の形態を適宜用いてきた日本の福祉政策とは正反対の構図を 看て取れる¹⁹⁾。

なお、近年の韓国福祉国家論としては、「最善の福祉は経済成長、最善のセーフティネットは家族」とされた時代は終焉を迎えたとされるが(金2022: 62-4)、韓国の社会保障制度は足踏み状態であり(同: 75-82)、日本の厚生年金にあたる韓国の国民年金において皆年金が実現されたのは1999(平成11)年になってからであった(同: 79-80)²⁰⁾。

このように、韓国では脱政治化を志向するとは言うものの、実際の福祉 政治では、政党の排除と利害集団の排除という「二重の排除」の形で、上 からつくられた福祉制度が実施され、「官民一体」を援用してきた日本と は真逆の構図を汲み取ることができる。

Ⅳ. まとめ――考察と今後の課題

以上、本稿では、戦後日本の老人福祉行政施策が考想される際、孝 (孝 道)、敬老、養老などの概念が、政治的・政策的にどのように関与してきたのかを探究する研究の一環として、そもそも日本を含む東アジア諸国でこれらの概念が各々、いかに把捉され、やがて日本にどのような影響を与えるようになったのかの一側面にアプローチしてきた。

冒頭に述べた5つの具体的な研究課題に答える形で、まとめていきた い。①日本における諸外国(印度、中国、台湾、韓国)の「孝(孝道)・ 敬老・養老」などに関する主要な研究動向を俯瞰したところ、まず、体系 的なものとして、沢柳(1910)らの研究を通じ、印度、中国(支那)から 示唆を得つつも、戦時厚生事業期では皇道を中心概念とした戦争遂行の根 拠として機能した面があり、戦後の1960年代前半には養老から老人福祉 への理念転換が模索されたものの、各々の概念が混在した状態が続き、再 び 1980 年代に入り、中国や韓国に関する研究が急増したと概括できるこ と、②印度の「孝道 | については、「孝道即ち十善戒 | などと、沢柳(1910: 707) によって仏教の戒律が強調され、塚本監修(1973:511) により「ア シラマの制度 | が伝承されるも、印度国憲法や社会保障法などの法体系の なかで老人問題をどう扱うのかに目が向けられていたことが明確になった こと、③中国からの影響では、「敬老育幼」が老人扶養の根本原理とされ るも、「五保」制度などの社会保障には消極性がつきまとい、家族制度の 崩壊や老年人口比率の急上昇など周囲の動きに敏感に反応しながら、適 官、伝統的な倫理規範である「孝」「敬老」などが持ち出され、昨今では「孝 は最高絶対の道徳であり、万徳の根元」などと強調され、憲法、婚姻法、 高齢者権利保障法などの法規範が、こうした倫理規範をバックアップして おり、「敬老育幼」の称揚が中国の立法政策そのものの役割を演じている 構図を解読できたこと、などが明らかになった。

一方、④台湾の孝(孝道)については、戦時体制下日本の影響を「皇民化運動」や「満州国」建国という形で直接的に受けるなどの複雑な背景を擁し、戦後、中国に返還されて以降は、老人福祉法制定・同改正などを通じ、国家責任の範囲を明らかにした選別主義に基づく限定的な取り組みから、やがてサービス対象の拡大やサービス体系の多元化などの新たな動きが見られ始め、こうした動きを通じて「孝(孝道)」が実践化されていること、⑤韓国の「敬老孝親」では、儒教思想に根ざし、下層階級や農村老人において「敬老堂」が重要な機能を果たしており、民法、老人福祉法、老人憲章、社会福祉事業法、老人長期療養保険法などの法制化が徐々に進んでいるものの、あくまでも社会保障よりも家族扶養を優先する国情があり、脱政治化を志す福祉政治は、政党の排除と利害集団の排除という「二重の排除」により、上意下達形式で政策が展開され、「官民一体」を適宜援用してきた日本とは正反対の図式を解読できたこと、などが示唆された。これらの結果を整理するべく作成した図2より、日・中・韓の比較を行った関係図を示し、可視化することで、理解の深化につなげた。

本稿では、日本における諸外国の「孝(孝道)・敬老・養老」に関する研究動向を俯瞰し得たこと(表 1)、東アジア各国の概念整理ができたこと(表 2)、日本における孝(孝道)・敬老・養老・養生・優老から老人福祉への展開図を試案できたこと(図 1)、孝(孝道)を巡る各国の関係図を明示し得たこと(図 2)などが主な成果と言える。反面、粗雑な面があるため、継続的な追究が求められる。また、図 1 において「孝(孝道)・敬老の危機」や「孝(孝道)・敬老・養老と政治・政策との結びつきを危惧」などと言及したが、これらの点についての掘り下げが課題として残された。これらについては別稿で論じることにしたい。

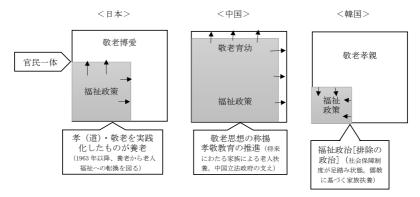


図2 日本・中国・韓国における「敬老・養老」精神と福祉政策との関連

- 【注1】印度では、「孝道即ち十善戒」を大原則とし、不孝の應報、アシラマ制度、 棄老などの神話・伝説を通して日本に影響を及ぼしていた面が強かった。
- 【注 2】台湾では、皇民化運動という形で、戦時体制日本の影響を強く受けていたが、戦後の独立後は、選別主義に基づく老人福祉法制定、サービスの多元化などがみられる。

【出典】筆者作成。

<付記>

本稿は、2023(令和 5)年 10 月 14 日に中国海洋大学(中華人民共和国 青島市)で開催された第 3 回中国社会史学会慈善史学会で口頭発表した内 容を加筆修正したものである。また、科学研究費助成事業(学術研究助成 基金助成金:基盤研究(C)23K01860 研究代表者 中嶌 洋)の研究成果の 一部である。

注

1) 沢柳(1910: 950)は、不孝の應報として「印度の逆婦」という伝承を例にとり、 一方、マヌー法典から「印度に於る孝、印度の親子関係」を考察した遠藤(1936: 133)は、「婦人は決して獨立であってはならぬ。婦人は父、夫、子から離れん としてはならぬ。離るれば自己をも夫をも卑しむべきものとして了ふ」などと 現実的に論考している。

- 2) 敬老の根拠として、利谷・大藤・清水編 (1990: 56-7) では、子の親に対する 敬愛を原型とするとされる。
- 3) 家族制度の改革が土地制度の改革と並んで同時に行われたばかりか、その後に も合作社(協同組合)から人民公社の開設へという共同化・集団化・社会化の 方向が示されたことで、名実かねそなわった徹底したものとなったとされる(塚 本監修 1973: 484)。
- 4) 農村では解放当初には政府が農村社会救済事業費を支出して、とくに老人・不 具者・孤児・病弱者の救済に当たったが、やがて農業協同組合がこれを肩代り して、衣・食・燃料・教育・葬儀の五つを保障する五保制度がとられた。この 制度は合作社(協同組合)が福祉基金として収入から生産費を差し引いた残り の2%を積み立て、それによって給付を行っていくとともに集団福利事業とし て敬老院・農村託児所の経営など、都市の場合とほぼ同じようなことを行って いたという(塚本監修1973:487)。
- 5) 中国においては、様々な形態を寄せ集めても、公的扶助の恩恵に浴している老人が全体の3割未満と言及される(利谷・大藤・清水編1990:64)。また、埋橋編著(2020:252)では、日中韓3ヶ国の共通点として、皆保険皆年金が実現した時期(日本:1961年、中国:2007年、韓国:1989年)はいずれの国も高度成長に恵まれていたと指摘され、なかでも「中国モデル」の推移を見守ろうとしている。
- 6) 2001 (平成 13) 年改正の「婚姻法」では、「高齢者の合法的権利を保護する」(第2条)、「家族員の虐待と遺棄を禁止する」(第3条)、「家族員の敬老を提唱する」(第4条)などを明示している(王2006: 149)。
- 7) その一例として、中国では、古来より親孝行の遂行に優れた業績を挙げた人(または団体、組織)に対して表彰を行う習慣があり、これは一旦、衰退したが、政治力と結びついて再び表舞台に登場したとされる(王 2006: 152)。
- 8) 中国では日本と異なり、両親の経済的扶養は勿論のこと、両親の介護にも子どもが責任をもつと法定され(王 2006: 158)、婚姻法では、①せん養、②扶養、③撫養の三つの用語が使い分けられている(利谷・大藤・清水編 1990: 66)。
- 9) 1966(昭和41)年から10年間の文化大革命期において、社会保険制度は否定され、ほとんどが破壊したが、1976(昭和51)年の文化大革命の終結に伴い、年金保険制度が回復・調整期に入り、中国政府は企業の年金保険と国家機関の年金保険を再び分離するために、1978(昭和53)年6月2日に「労働者の定年退職・早期退職に関する暫定措置」と「老弱病残(心身障害)幹部の安置に関する暫定措置」を公布した(王2001:15)。

- 10) 1990 年代に入って、ようやく所謂、農村社会養老保険の制度づくりが着手された (王 2001: 45)。なお、中国の養老施設は、大きく分けて 3 類 13 種となり、第 1 類 [政府経営の養老施設、6 ヶ所、2 種]、第 2 類 [集団経営の養老施設、312 ヶ所、3 種]、第 3 類 [民間経営の養老施設、65 ヶ所、8 種] に分かれる (王 2001: 238-240)。また、様々な養老施設の設立のなかで、託児所から託老所への変身という動きが注目される (同: 245)。
- 11) 老人扶養の責任を家族に押し付けようとする政府の具体的な取り組みとして、「親孝行の家族倫理の学習と実践を学校教育に組み入れて子どもの段階から強化すること」、「家庭生活と社会生活の場で親孝行の家族倫理の宣伝を大々的に展開し、そのよき実践者をモデルケースとして表彰し、老人扶養を怠ったり、拒否したりする者に対して厳しい処罰を課すること」、「より高次元での法整備や法律に準ずる扶養協議の締結と普及を通じて老人扶養の全責任を家族に強要すること」などを、王(2004: 380-1) は挙げている。
- 12) 1895 (明治 28) 年、日本は台湾を植民地としたが、それ以前から中国本土から渡っていた漢人(本島人) も、当時「高砂族」と言われた少数民族も独自の文化を持ち、日本の支配に簡単には服さず、それ故、日本仏教も台湾で根づくことはなかったという(岩田・碧海 2020: 188-9)。
- 13) 韓国特有の居住規制を家族員個々の成長過程に応じて区分すれば、次のとおりと説明される。①乳児(男女とも)、②幼児(男女とも)、③少年(5~10歳の男子)、④少年・青年(10歳くらいを過ぎた男子)、⑤青年(結婚した跡取り息子)、⑥嫁(婚入した跡取り息子の妻)、⑦家長(祖父)、⑧主婦(祖母)。これを要するに、人と生まれて、(a) 小房→(b) 大房→(c) 越房(男子)→(d) 小房→(e) 舎廊房(家長)または(f) 大房(主婦)という順序で居室を移動し、同時に「家」内の身分が上昇していく。すなわち、舎廊房と大房こそ居室移動・身分上昇の終点であり、そこが老人の部屋となる。舎廊房は家族員全員にとって、大房は主として女性成員、とくに嫁にとってそれぞれ権威のシンボルと映るとされる(利谷・大藤・清水編1990:83-4)。
- 14) 因みに、韓国民法第 974 条 (「扶養の義務」) では、「1 直系血族及びその配偶者間、 2 戸主と家族間、3 その他親族間。但し、生計を同じくする境遇のものに限る」 などと規定される (森 1984: 88)。
- 15) 因みに、敬老堂は、老人亭、老人福祉会館などとも呼ばれ、2002 (平成 14) 年現在、全国に 4万6,589 ヶ所、釜山市に 1,705 ヶ所、テグ市に 1,095 ヶ所存在している (保健福祉部 2003: 8)。また、韓国における老人福祉施設の現況 (1984 年) を見ると、①敬老堂 (8,946 施設、53 万9,702 人)、②老人学校 (756 施設、5

万 2,876 人)、③福祉施設 (23 施設、1万 208 人)、④養老施設 (58 施設、4,250 人)、⑤療養施設 (2 施設、127 人) など、敬老堂の利用が圧倒的多数となっている (利谷・大藤・清水編 1990: 78)。また、韓国保健福祉部によると、2013 (平成 25)年12 月末日において、全国には6万3,251ヶ所(高齢者98.8 人当たり1ヶ所)の敬老堂があり、そのうち、ソウル市内には3,264ヶ所(高齢者355.9 人当たり1ヶ所)の敬老堂があり、会員の年齢層は70代を中心としており、会員の約半数が週に6回以上、利用しているとされる (與水・古田2015: 58-9)。

- 16) 65 歳以上の高齢者であれば誰でも地区の敬老堂の会員となり施設が利用でき、 その運営は住民から選ばれた会長が行い、利用者の意向をまとめて自治体と交 渉しながら予算を得るなど、独自の活動を維持、展開している。日本においては、 近藤らによる敬老堂をモデルとした武豊プロジェクトの取り組みがあり、地方 における地域づくりの効果が報告されている(與水・古田 2015: 58)。
- 17) 入居するタイプの施設には、生活保護対象者および扶養者のいない高齢者のための無料施設、低所得者のための実費施設、一般向けの有料施設があり、韓国では、「養老院」という名称はおもに無料施設で使われ、貧しい人の行くところとイメージされる。一方、近年増え始めた有料施設は、「シルバータウン」「シルバーテル」「ノーブルカウンティ」など、高級感を感じさせる英語の名称が多く使用されているが、有料施設は全国でわずか42ヶ所(2,359人)に留まっている(小林 2005: 2-3)。
- 18) 認定者の中で14万7,801人(68.9%)が長期療養給付を利用し、そのうち施設給付は5万6,370人(26.3%)、在宅給付は9万1,431人(42.6%)であった。療養保護士は制度施行前まで6万人以上が養成された(須田・平岡・森川編著2018:42-3)。なお、日本では長い期間の準備の末に2000(平成12)年4月から介護保険制度が開始され、これが韓国には刺激となり、参考になったという(同:41)。韓国では、2000年代半ば以降、市場化や分権化の流れのなかで、高齢者介護サービスの提供体制が、従来の公的扶助から社会保険方式へと転換し、またサービスの提供にバウチャー方式が導入されるなど、高齢者介護の普遍化に向けての政策的介入が次々と施されている(同:121)。
- 19) 1962(昭和37)年の産災補償保険法の制定以後、いかなる福祉政策の形成と制度の変更過程をみても政党政治の圧力の痕跡を見つけることができないなどという記述にも(武川・キム編2005:131)、そのことが窺えよう。
- 20) 一方、森 (1992: 263) は、1970 年代後半の韓国での自身の体験を回想し、「経済発展の地域差がそのまま老人問題発生の地域差に現れてきていた」などと、当時の現地の様子から問題の発生要因を汲み取っていることも注目される。

文 献

新井康友・小川栄二・朴 仁淑・三浦ふたば編著(2019)『北東アジアにおける高齢者の生活課題と社会的孤立』クリエイツかもがわ。

著者不詳(2000)「人口老化與老年服務——以北京市為例」『中国民政』第7期。

中国統計出版社(1997)『中国統計年鑑1997』中国統計出版社。

——(1999)『中国統計年鑑 1999』中国統計出版社。

中央社会福祉協議会(19--)『明るい養老事業』(= 1992 小笠原祐次監修『老人問題研究基本文献集第 29 巻』大空社)。

遠藤隆吉(1936)『孝経及東西洋の孝道』巣闌学舎。

保健福祉部(2003)『保健福祉白書 2002』。

池川清(1960)『老人福祉』日本生命済生会。

井村圭壮(2005)『日本の養老院史』学文社。

伊藤 潔 (2012) 『台湾——四百年の歴史と展望』中央公論新社。

岩田文昭・碧海寿広編著(2020)『知っておきたい日本の宗教』ミネルヴァ書房。

伊沢元彦(2017)『逆説の日本史1古代黎明編』小学館。

金 成垣(2022)『韓国福祉国家の挑戦』明石書店。

小林和美 (2005)「韓国における高齢者の暮らしと福祉サービスの利用」『大阪教育 大学紀要 第Ⅱ部門』53 (2), 1-12。

古賀紀江・横山ゆりか・金 光浩 (2006)「高齢者の地域生活継続を支える場としての韓国敬老堂」『前橋工科大学研究紀要』(9), 93-96。

黄 文雄(2012)『中国・韓国が死んでも教えない近現代史』徳間書店。

厚生省人口問題研究所「日本の将来推計の人口(61年12月推計)」。

森 幹郎(1983)『政策視点の老年学――対策の盲点』ミネルヴァ書房。

- ——(1984)『老人問題解説事典』中央法規出版。
- ---(1992)『老人問題---理解の仕方』ミネルヴァ書房。

岡本多喜子(2004)『養老事業から高齢者福祉への変遷』青踏社。

岡村重夫(1977)『老人を見つめる』ミネルヴァ書房。

王 文亮(2001)『21世紀に向ける中国の社会保障』日本僑報。

- ----(2004)『九億農民の福祉---現代中国の差別と貧困』中国書店。
- ---(2006)『格差で読み解く現代中国』ミネルヴァ書房。

斎藤嘉孝・近藤克則・平井 寛・市田行信(2007)「韓国における高齢者向け地域福祉施策——『敬老堂』からの示唆」『海外社会保障研究』(159), 76-84。

沢柳政太郎(1910)『孝道上巻』富山房。

総務省統計局(2020)「令和2年国勢調査 調査の結果」(https://www.stat.go.jp >data>kokusei>kekka,2023.9.10 取得)。

須田木綿子・平岡公一・森川美絵編著(2018)『東アジアの高齢者ケア――国・地域・家族のゆくえ』東信堂。

武川正吾・金 淵明(2005)『韓国の福祉国家・日本の福祉国家』東信堂。

利谷信義・大藤 修・清水浩昭編 (1990) 『老いの比較家族史』三省堂。

塚本 哲監修 (1973)『老後問題事典』ドメス出版。

埋橋孝文編著(2020)『どうする日本の福祉政策』ミネルヴァ書房。

與水めぐみ・古田加代子(2015)「ソーシャル・キャピタルにもとづく介護予防活動に関する一考察」『滋賀医科大学看護学ジャーナル』13(1),58-61。